

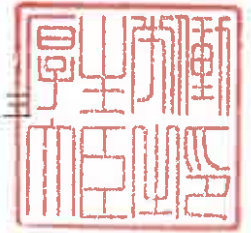
厚生労働省発基安0321第80号

令和 6 年 3 月 2 1 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 新規化学物質の名称、有害性の調査の結果等の届出手続の電子化

労働安全衛生法（以下「法」という。）第五十七条の四第一項の規定による厚生労働大臣への届出の方法について、様式第四号の三による届書に、当該届出に係る同項に規定する新規化学物質（以下「新規化学物質」という。）について行った労働安全衛生規則第三十四条の三第一項に規定する有害性の調査の結果、当該有害性の調査が同条第二項の厚生労働大臣が定める基準を具備している試験施設等において行われたことを証する情報及び当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法（以下「有害性調査結果等」という。）を記載した書面を添えて提出する方法から、電子情報処理組織を使用して、当該新規化学物質の名称その他の当該新規化学物質に関する事項等及び有害性調査結果等の内容を記録した電磁的記録を提出する方法に改めること。ただし、電子情報処理組織による届出が著しく困難な場合は、様式第四号の三による届書に、有害性調査結果等を記載した書面を添えて提出することをもって代えることができるものとする。

二 新規化学物質に係る厚生労働大臣の確認の申請手続等の電子化

1 法第五十七条の四第一項第一号の厚生労働大臣の確認の申請の方法について、一に準じた改正を行うこと。

2 1の確認を受けた事業者が行うこととされている、1の申請に係る事項に変更を生じた場合における厚生労働大臣への届出の方法について、一に準じた改正を行うこと。

3 法第五十七条の四第一項第二号及び労働安全衛生法施行令第十八条の四の厚生労働大臣の確認の申請の方法について、一に準じた改正を行うこと。

三 新規化学物質の名称の公表に係る官報掲載の廃止

法第五十七条の四第三項の規定による新規化学物質の名称の公表の方法について、三月以内ごとに一回、定期に、官報に掲載することにより行う方法から、三月以内ごとに一回、定期に、インターネットの利用その他の適切な方法により行う方法に改めること。

四 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

一 施行期日

この省令は、令和八年七月一日から施行すること。ただし、第一の三については令和六年七月一日から、二については令和七年一月一日から施行すること。

二 経過措置

第一の一の届出又は第一の二の1若しくは3の確認の申請をしようとする者は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の労働安全衛生規則第三十四条の四又は第三十四条の五、第三十条の八若しくは第三十四条の十の規定の例により、その届出又は申請を行うことができるものとする。